

地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律

施行状況調査結果報告書調査結果概要

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、地域における温対法の円滑な施行を目的として、地方公共団体の実行計画策定状況及び計画策定上の課題、計画の推進体制、温暖化対策・施策の実施状況等について調査するものである。

(2) 調査の方法

地方公共団体の実行計画（事務事業編及び区域施策編）について施行状況を調べる調査方法として、アンケート形式による調査を行った。なお、アンケート調査の実施期間、調査票の配布・回収方法は以下に示す。

- ・実施期間：平成26年10月10日から12月26日まで
- ・配布方法：地方環境事務所、都道府県を通して各市区町村等へ調査票を配布
- ・回収方法：メールによる回収

(3) 調査対象

調査の対象は、都道府県（47団体）、政令指定都市（20団体）、中核市（43団体）、特例市（40団体）、その他（特例市未満）の市区町村（1638団体）、及び一部事務組合（1,285団体）。

(4) 調査票回収状況

1,788自治体中1,765団体、一部事務組合については1,285団体から回答を得た。調査票未回収の23自治体については、実行計画策定状況についてのみ後日電話によるヒアリングを実施した。

(5) 調査内容

調査内容は、以下の9項目に関連する設問を設定した。

(調査票は資料編を参照)

- ① 都道府県及び市区町村等の実行計画（事務事業編）の策定状況
- ② 都道府県及び市区町村の実行計画（区域施策編）の策定・改定状況
- ③ 計画進捗のフォローアップ、計画の見直し・点検状況
- ④ 既の実施されている温暖化対策
- ⑤ 検討している温暖化対策
- ⑥ 環境省に関する要望、意見等

(6) 分析結果についての留意点

- ・本調査結果の図表は、回答数又は団体数の構成比及び割合（百分率）で表すこととした。
- ・構成比及び割合による集計では、少数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位で表記しているため、全ての比率の合計が100%にならないことがある。
- ・人口規模については、平成26年住民基本台帳（総務省統計局）（1月1日時点）の人口を参照した。
- ・自治体の排出特性ごとの分析に際しては、2012年度簡易版排出量データを参照し、部門別排出量の傾向から4分類（産業・民生家庭・民生業務・運輸）とした。

(7) 調査結果（実行計画の策定状況 ※一部抜粋）

実行計画（区域施策編）については、地方公共団体（都道府県、市区町村）全団体（1,788団体）のうち、383団体（21.4%）が策定済であり、平成25年度の339団体（18.9%）に比べ、44団体（2.5ポイント）増加した。

また、実行計画（事務事業編）については、地方公共団体（都道府県、市区町村）全団体（1,788団体）のうち、1,436団体（80.3%）が策定済であり、平成25年度の1,420団体（79.4%）に比べ、16団体（0.9ポイント）増加した。

また、一部事務組合（1,272団体）のうち、349団体（27.4%）が実行計画（事務事業編）を策定済であることを確認した。

※一部事務組合については、策定状況が不明の場合は未策定としており、調査票を回収できた団体について、集計・分析等行った。